

第1 行政改革大綱における、これまでの取組と現状

- 本市では平成18年10月に、平成29年度までの12年間の計画期間とする「愛西市行政改革大綱」を策定しました。行政改革大綱では、『市民と一体となったまちづくりの確立』を基本目標として定め、行政経営という視点にたち、市民と行政の役割を見直し、市民と協働によるまちづくりを推進してきました。
- 「愛西市行政改革大綱」に基づき、行政改革を計画的に推進していくとともに、実効性を確保するため、行政改革推進計画を策定しました。

【行政改革推進計画の策定状況】

策定時期	名 称	計画期間
平成18年10月	行政改革大綱	平成18年度～平成29年度（12年間）
平成19年3月	行政改革第1期推進計画	平成19年度～平成21年度（3年間）
平成22年3月	行政改革第2期推進計画	平成22年度～平成25年度（4年間）
平成26年3月	行政改革第3期推進計画	平成26年度～平成27年度（2年間）
平成28年3月	行政改革第4期推進計画	平成28年度～平成29年度（2年間）

- 行政改革推進計画は、次の3つの視点「(1) 持続可能で安定的な行財政運営」・「(2) 市民起点・市民本位の改革と職員の全庁的な意識の共有化」・「(3) 行財政の仕組み変革」から、具体的な取組を進めました。

(1) 持続可能で安定的な行財政運営

- ① 将来にわたり「持続可能で安定的な行財政運営」を維持するために、3つの財政状況を判断する指標（以下「財政判断指標」という。）を設定しました。また、行政改革第4期推進計画では、地方公共団体の財政の健全化に関する法律における「健全化判断比率」を追加しました。

《財政判断指標1：公債費比率^{※1)}》

	平成17年度		第1期推進計画 平成21年度		第2期推進計画 平成25年度		第3期推進計画 平成27年度		第4期推進計画 平成29年度
目標	—	➡	8.8%以内	➡	7.7%以内	➡	5.9%以内	➡	6.8%以内
実績	5.2%	➡	4.9%	➡	4.3%	➡	3.6%	➡	3.6% [※]

※【平成28年度決算における比率を記載しています。】

《財政判断指標2：経常収支比率^{※2)}》

	平成17年度		第1期推進計画 平成21年度		第2期推進計画 平成25年度		第3期推進計画 平成27年度		第4期推進計画 平成29年度
目標	—	➡	85.0%以内	➡	89.8%以内	➡	89.9%以内	➡	92.4%以内
実績	83.2%	➡	84.7%	➡	83.2%	➡	83.1%	➡	86.0% [※]

※【平成28年度決算における比率を記載しています。】

《財政判断指標3：基金残高》

	平成17年度		第1期推進計画 平成21年度		第2期推進計画 平成25年度		第3期推進計画 平成27年度		第4期推進計画 平成29年度
目標	—	➡	52億円確保	➡	49億円確保	➡	85億円確保	➡	100億円確保
実績	63億円確保	➡	110億円確保	➡	135億円確保	➡	145億円確保	➡	157億円 [※]

※【平成28年度決算における残高を記載しています。】

《財政判断指標 4：健全化判断比率^{※3}》

	平成 28 年度 実績	平成 28 年度 早期健全化基準 ^{※4}	第 4 期推進計画 平成 29 年度目標
実質赤字比率 ^{※5}	赤字無し	12.76%	赤字無し
連結実質赤字比率 ^{※6}	赤字無し	17.76%	赤字無し
実質公債費比率 ^{※7}	4.0%	25.0%	8.0%以内
将来負担比率 ^{※8}	将来負担無し	350.0%	将来負担無し

② 職員の定員管理について、定員管理計画に基づき適正な定員管理による人件費の総額抑制を行いました。

《定員管理目標》

平成 29 年度までに、全職種（消防部門を除く）で 88 人（18%）減らします。

【目標】

職 種	平成 17 年度	第 1 期推進計画 平成 21 年度	第 2 期推進計画 平成 25 年度	第 3 期推進計画 平成 27 年度	第 4 期推進計画 平成 29 年度
一般職	344 人	337 人	319 人	292 人	283 人
専門職	89 人	88 人	86 人	104 人	100 人
技能労務職	55 人	42 人	28 人	22 人	17 人
合 計	488 人	467 人	433 人	418 人	400 人

【実績】

職 種	平成 17 年度	平成 21 年度	平成 25 年度	平成 27 年度	平成 28 年度
一般職	344 人	326 人	300 人	289 人	285 人
専門職	89 人	85 人	94 人	99 人	98 人
技能労務職	55 人	42 人	26 人	22 人	18 人
合 計	488 人 (100%)	453 人 (92.8%)	420 人 (86.0%)	410 人 (84.0%)	401 人 (82.1%)

※（ ）内は、平成 17 年度合計を 100%とした場合の比率です。

③ 第 4 期推進計画における具体的な取組事項について、各施策がどの程度達成されているかを表す「進捗管理指標」を設定し、進捗管理を行いました。

(2) 市民起点・市民本位の改革と職員の全庁的な意識の共有化

パブリックコメント制度の導入や市民会議の設置により、市民本位の行政経営を推進してきました。また、市民のまちづくりへの主体的な参加を制度的に保障する手立てとして愛西市自治基本条例を制定し、平成27年4月に施行しました。

【愛西市自治基本条例の概要】

1. 条例制定の目的

自治の基本的な考え方や仕組み、まちづくりの担い手である「市民」、「議会」、「市長（行政）」の権利や責務を明らかにし、互いに尊重しながら「市民が主体の自主自立のまちづくり」をより一層進めるための基本的なルールを定める。

2. 自治の基本原則（第4条）

- ①情報の共有の原則…市民と市が、相互に市政運営に関する情報を共有します。
- ②市民参画の原則…市民参画を基本として、市政運営を行います。
- ③協働の原則…協働を基本として、市政運営を行います。
- ④多様性の尊重の原則…年齢、性別、国籍その他それぞれの置かれた状況を尊重し、市民一人ひとりが個性及び能力を十分に発揮することができるようにするとともに、地域の歴史、文化及び価値観を尊重します。

- ・平成28年8月に、職員一人ひとりが愛西市自治基本条例に基づき、職務の遂行に向けて全庁的な意識共有を図るため、『市民協働推進ワーキングチーム』を設置しました。
- ・愛西市自治基本条例を、広報紙やホームページで周知するとともに、講演会を実施しました。また、自治基本条例策定市民委員会の委員による出前授業を、平成24年度から市内中学生を対象に実施しました。

(3) 行財政の仕組み変革

本庁舎の全面供用開始に併せ、平成28年4月に、市民のニーズに即応した行政サービスを展開できるように、効率的かつ機能的で、わかりやすい組織・機構への見直しを行いました。

- ・市民、地域などとの協働の仕組みづくりを進めるため、「市民協働部」を設置しました。
- ・福祉、保健、医療などについて一体的な行政サービスを展開するため、「健康福祉部」を設置しました。

予算規模の目標達成に向けて事務事業の総点検を行い、事業の重点化と効率化を図りました。

- ・平成26年度から行政評価（事務事業評価）を行う手段として実施計画検証シートを活用して、事業検証及び予算編成を行っています。
- ・平成27年度に庁内横断プロジェクトチームにおいて、「各種補助金」及び「施設使用料」の見直しを行いました。
- ・平成29年度に庁内横断プロジェクトチームにおいて、「委託料」の見直しを行いました。

第4期推進計画における具体的な取組事項の進捗管理を行いました。また、行政改革推進委員会の委員によるヒアリングを実施し、進捗に係るご意見をいただきました。